

富山型デイサービスの挑戦

—縦割り行政を打破する—

金治宏*
藤井大児**

1. はじめに

“誰も断らない” —1993年7月に富山県内に開設された無認可デイサービスこのゆびとーまれ（以降、【このゆび】と略）の挑戦は常にこう表現されてきた。立ち上げた惣万佳代子は「このゆびとーまれの理念は誰もが地域でともに暮らす、つまり「共生」です。赤ちゃんからお年寄りまで、障害児も障害者もみんないらっしゃい、このゆびとーまれです」¹と話す。

惣万らの実践が注目を集めたのは、介護が必要な高齢者や障害者、預かり手が要る子どもを区別なく受け入れ、それぞれが必要とするサービスを同一の施設内で提供しているのがその理由だ。児童福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法の「対象者」が混合し、児童、障害者、高齢者と厳格な区分のある福祉行政の世界では型破りなやり方である。一方で、【このゆび】を支援し、協働する富山県にとっても、行政の縦割りを打破したという点で挑戦だったと言えよう。両者の協働的実践は富山型デイサービスと次第に全国で呼ばれるようになっていく。

富山型デイサービスとは何か。富山県は説明する。

赤ちゃんからお年寄りまで、障害の有無に関わらず、誰もが一緒に身近な地域でデイサービスを受けられる場所、それが「富山型デイサービス」です。

この形は、平成5年、病院を退職した3人の看護師の方々が開設した「このゆびとーまれ（富山市）」から始まりました。民家を使い、家庭的な雰囲気のもと、対象者を限定せずにサービスを提供するこの施設は、既存の縦割り制度にはない柔軟なサービスの形として、開所当初から全国的に注目を集めました。

当時は介護保険もなく、行政の支援が必要不可欠でした。そして、事業者や周囲の要望によって、平成9年度から民間デイサービス施設に対し、補助金が交付されることとなり、この

* 本学准教授

** 岡山大学ヘルスシステム統合科学研究所 教授

「障害の種別や年齢を超えて一つの事業所でサービスを提供する」という方式と、縦割り行政の壁を打ち破った、日本で初めての柔軟な補助金の出し方をあわせて、「富山方式」「富山型」と呼ばれるようになりました。²

富山型デイサービスは、行政が企画・立案、制度設計をし、主導的に推進していったものではなく、民間の柔軟な発想に基づき誕生したサービスについて、県がその効用を理解し、特区制度を活用した規制緩和などによる支援を行ってきたものです。³

この協働的実践は結果的に国を動かし、国の制度になって全国に波及していくことになる。本ケースが注目するのは、まず（1）富山型デイサービスの特徴である「障害の種別や年齢を超えて一つの事業所でサービスを提供する」という方式が、いかに「縦割り行政の壁を打ち破った、日本で初めての柔軟な補助金の出し方」を可能にしたのか、そして（2）民間発の実践である富山型デイサービスがいかに国の制度として認められるようになったのかという点である。そこには、【このゆび】の先駆的実践と運動的な働きかけのみならず、それを支援し、推進した富山県職員らの問題意識や積極的な評価、そして県庁内の縦割りの打破にまで踏み込んだ革新があったはずである。

【このゆび】は、富山赤十字病院で看護師として20年勤務していた惣万が同僚の西村和美と梅原けいこを誘い、三人が退職金を出し合って設立した無認可の民間デイサービスである。デイサービスは利用者が施設に通い、食事、入浴、機能訓練等のサービスを日中の一定時間利用することができる施設だ。【このゆび】の活動理念は「誰でも必要な時に必要なだけ利用できるサービスを」で、面倒な手続きを不要とし、いま困っている人をすぐ支援することにこだわった。

従来の福祉サービスは、高齢者は高齢者介護施設、障害者は障害者施設、児童は保育所といった対象者を限定した縦割りであった。特に障害者の場合は、さらに身体、知的、精神の種別や程度によっても区別され、住宅地から離れたところにある施設に入所して集団的ケアを受けることが多かった。一方、【このゆび】が主導し富山県が支援した富山型デイサービスは、「小規模」、「多機能」、「地域密着」をコンセプトに、（1）利用定員は10～20人程度で、家庭的な雰囲気、（2）障害者と子どもを含め、誰でも受け入れ対応、（3）身近な住宅地に立地し、地域との交流が多いといった従来型施設とは対照的な特徴をもつ。

以下では、まず、【このゆび】の立ち上げ、および立ち上げ後の実践と富山県による行政支援を通じ、協働やNPOの在り方、行政組織の自己革新について、いくつか提示を試みることにしたい。

本ケースは、重要局面におかれた組織の経営状況を詳しく記述することにより、討議上の視点と資料を提供するために作成している。

2. 【このゆび】の誕生と無認可事業の展開

1993年に【このゆび】は設立された。そのきっかけは富山赤十字病院に脳血管障害で入院していた高齢女性が治療を終え退院許可が出たにもかかわらず、自宅で家族が世話をできないために老人病院に転院したことだった。「自分の家ながらどうして帰れんがけ。畠の上で死にたいと言うとるがどうして死なれんがけ？」⁴。その言葉が惣万の耳にこびりついた。

この女性は老人病院に転院した3週間後に亡くなっている。なぜこのようなことが起きるのか⁵。厚生省の説明を用いれば、1973年に実施された老人医療費の無料化によって、「介護サービスを必要とす

る高齢者が、家庭や福祉施設に受け皿がないために病院への入院を余儀なくされ、あるいは福祉施設との費用負担の格差や手続きの容易さから入院を選択する」⁶現象が起きた。その受け皿になったのが老人病院である。当時、一部の老人病院に対し営利的意図による検査漬け、クスリ漬けなどの悲惨な状況がジャーナリストによって告発されている⁷。

実際、老人病院に見舞いにいった惣万は、病院の様子を「病院の主役であるお年寄りの声が聞こえない。お年寄りの顔が無表情で仮面のようである。生きる力を失ったお年寄りが横になって、座ろうとも歩こうともしない」⁸と表現し、「私は老人病院をでたとき、身体の中に鉛が入ったような気持になった」⁹と記している。

富山県下の状況については、たとえば富山県厚生部長（当時）の三崎文雄は1996年6月の県議会にて「現状の老人病院といわれるものにつきましては、マンパワー、病室の状況等、私ども、高齢者が長期にわたってそこで療養するには、不十分な点があるということにつきましては認識しているわけでござります」¹⁰と答弁している。北日本新聞は「当時（1991年：筆者加筆）、富山県は老人病院の多さが際立っていた。全国の医療機関に占める老人病院の割合は11%だったのに対し、富山は21%。65歳以上人口に対する特別養護老人ホームの定員が全国平均に比べて少なく、福祉施設の立ち遅れを老人病院が肩代わりしていた。女性の就業率が全国上位で共働き家庭も多く、家で面倒を見づらい背景もあった」¹¹と伝えている。介護する家族の側にも背に腹は替えられないという切羽詰まった状況があり、やむを得ず老人病院に入院させることがあった。

治療を終えた患者が老人病院に転院する姿を何度も目にしていくなかで、惣万は「病院でいくらお年寄りの命を助けても、人生最後の場面で泣いているのではないか」¹²、「自分の望む死と、医療現場での死とはかけはなれていた」¹³と悩んでいた。1991年ころから在宅で介護する人たちの支援を仕事にしようと考へ始めるようになり、誰も断らないデイサービスを始めることを決意して西村と梅原に声をかける。

障害の有無にかかわらず、赤ちゃんから高齢者まで預かるスタイルは、すべての人を診る病院で働いてきた三人にとっては当たり前のことだった。利用対象者を限定するという発想は毛頭ない。「今困っている人が制度があろうと無からうと支えるのが私達の仕事です。制度は決して正しいのではなく、その人のニーズが正しいのです」¹⁴と惣万は言い切る。その考へ方は惣万の実体験が影響しているという。慢性関節リューマチで闘病生活を送る実母を自宅で介護していて、近所の人や子どもたちの声に囲まれながら居間で生活を送る実母の姿を傍でみてきた。たとえ体が不自由でも人との触れ合いがどれほど大切な身をもって感じ取った経験を惣万は持つ。

【このゆび】開設前の1993年春に、惣万らは補助金の相談をするため富山市と富山県の担当課を訪れている。従来の福祉サービスとは異なる【このゆび】のやり方に対して、担当課の対応は当然厳しいものだった。最初に訪れた富山市長寿福祉課の窓口での様子を惣万は次のように振り返る。「平成4年に富山市役所に何回も足を運び、開設したいので何らかの補助金がないかと相談した際、赤ちゃんからお年寄りまで利用するということが大きな問題にされました。「お年寄りだけに絞りなさい。そうすれば何らかの制度を引っ張ってきて、補助金が出せるかもしれない」と諭されました。しかし、私たちの理念を変えてまで、補助金がほしいとは思いませんでした」¹⁵。当時、子どもは保育課、障害者は福祉総務課に管轄が分かれしていて、管轄の枠を超えた横断的な補助金の出し方ないと説明を受けた。次に訪れた富山県では、担当課の受付の職員から「補助金は出ませんね」と言われ、上司に取り次いでさえもられなかった。

縦割り行政の壁に直面した惣万であったが、「地域で普通に暮らしていたら困っている人がいれば誰でも助けようと思うのが当たり前」¹⁶と考え、公的な制度に入らない自主事業としてデイサービスを展

開することを決意する。開設は1993年7月2日に決めた。富山県で初めての民間のデイサービスということもあって、テレビ局と新聞社から取材依頼があるなど注目を集めることでスタートだった。

最初の利用者は、想定していた高齢者ではなく、障害をもつ3歳の子どもだった。母親は「3年ぶりに美容室に行きたい」と話して、子どもを預けていた。夕方子どもを迎えて来た母親のうれしそうな顔を見て、地域にはさまざまな介護・福祉のニーズがあることを惣万らは再確認する。

初めの1年間の1日平均利用者はわずか1.8人で、採算が取れない状態が続いた。開設前年にあたる1992年当時、富山県内でデイサービスをする施設は34カ所あった。これらの施設はすべて行政から補助を受けて運営されていた。【このゆび】では昼食代を入れて3,000円の実費を利用者から受け取っていたが、補助対象の老人養護施設では600～700円でサービスを受けることができたという。そのため、価格面では競争にならなかった。

公的な補助なしで事業に乗り出すことは極めて無謀な試みと言える。赤字が3年続き資金繰りは大変厳しかった。【このゆび】を支えたのがニュースや新聞記事を見た市民である。年間1,000万円もの寄付が寄せられ、その思いが惣万らを鼓舞していく。

3. 国と富山県の動向ー在宅福祉の歴史

ここで在宅福祉の観点から社会の大きな流れを確認したい。厚生省は「高齢者福祉の分野では、1970年代半ば頃までは施設整備に重点が置かれていたが、1970年代半ば以降は、住みなれた地域の中での生活を支援する観点から、在宅福祉が重要であるとの認識が高まってきた」¹⁷と述べる。在宅福祉が充実する大きな節目になったのが、1989年に策定された「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」だ。在宅福祉対策の緊急整備に重点が置かれ、介護を要する在宅の高齢者の生活を支援するために当時のサービス水準と比較してホームヘルプサービスは約3倍、デイサービスとショートステイは約10倍にすることを目指すなど在宅福祉事業を積極的に進めていくことがうたわれた。

ゴールドプランを円滑に推進するため翌90年に老人福祉法等が改正される。ここでは在宅サービスを積極的に推進するための条件整備を図ることが目標とされ、全市町村および都道府県が老人保健福祉計画を策定することを義務づけた。さらに、ゴールドプラン策定から5年後の1994年には、計画の内容を見直していっそうの充実を図る「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略（新ゴールドプラン）」が策定される。その基本理念のひとつが地域主義である。市町村を基本に、住民に最も身近な地域できめ細かく必要なサービスを提供できる体制づくりを目指すことで、中央にお伺いをたてる行政からの脱皮を意味した。

その後も、1995年に高齢社会対策基本法の策定、翌96年には高齢社会対策大綱の作成が行われ、「高齢者の自立・参加・選択と地域の自主性」が基本的な考え方として強調されている。続いて、1997年には介護保険法が成立し、2000年4月からは介護保険制度が施行されていく。

次に、当時の富山県の住宅事情や世帯状況を見ておこう。古くから恵まれた住宅環境は全国トップクラスで、介護保険の始まった2000年の持ち家比率は79.3%（全国61.1%）、1世帯当たりの延べ床面積146.4m²（全国91.3m²）、1人当たりの居住室の畳数15.9畳（全国12.19畳）はいずれも全国第1位である¹⁸。同じく2000年当時、三世代世帯は22.2%¹⁹を占め、全国平均10.6%に比べて高かった²⁰。これらのことから、在宅福祉を受け入れる素地があったと言えるだろう。

続いて、富山県は在宅福祉をどのように捉えていたのだろうか²¹。1981年に富山県総合計画福祉研究会によって「地域福祉の望ましいあり方について」の報告がなされ、「援護を必要とする人が住み慣れ

た地域の中で生活できるようにするため、対象者をとりまく家族や地域社会が主体となり支えていくという地域ケアを原則」とされた。さらに1983年からの富山県民総合計画において「地域総合福祉の確立」が施策項目に掲げられる。また、1982年から3年間をかけて「地域福祉活動推進モデル」を小学校区単位で実施し、高齢者に限らず地域住民で支え合う地域福祉志向の施策を富山県は展開していった。

地域福祉志向はその後も継続され、1996年には富山県民福祉条例が制定される。基本理念のひとつに「すべての県民が互いに支え合い共に生きる社会」が掲げられ、県の役割については第16条で「県は、福祉に関する県民の多様な需要に的確に対応するため、保健、医療及び福祉に関する施策を有機的に連携し、並びに福祉サービスを提供する事業者との連携を図ることにより、福祉サービスが総合的に提供される体制の整備に努めるものとする」とされている。翌97年には富山県民福祉推進会議が設置され、福祉の総合化（連携）をテーマに協議がなされていく。

それでは、富山県は【このゆび】の実践について当時どのように捉えていたのだろうか。1996年12月の県議会で、社会民主党の湊谷道夫が民間デイサービス施設への支援の必要性を質問したことに対し、富山県厚生部長（当時）の押田博は次のように述べている。

地域の住民団体等が中心になって小規模なデイケア施設が運営されているところでありますて、これらの施設は、その運営規模が比較的小さく、また利用者も、年齢や障害の有無を問わず預かるというような施設でありますて、福祉サービスの供給主体としての位置づけが非常に難しい面がございまして、現在のところ国や県による助成制度は適用されていないというのが実情でございます。

…（中略）…

それぞれの施設の運営内容や地域に与える効果なども考慮いたしまして、今後関係市町村とも協議しながら、県としてどのような支援ができるかということを検討してまいりたいというふうあいに考えております。²²

現場で【このゆび】の惣万らと直接やりとりをした元富山県職員で、富山県社会福祉総合センター専務理事²³を務める小林明夫はどのように捉えていたのだろうか。小林は富山型デイサービスを県の立場でつくりあげたキーパーソンである。「富山県として地域福祉をどのように進めるか」を考えていたと小林は当時を振り返ったうえで、次のように語っている。

要は、将来を見越せば住民の支え合いみたいな形がないとやっていけない。大きな特養とか大規模な施設に任せていたら埒が明かないということで。いやでも人口は少子高齢化を通り過ぎて超高齢化になって、そのうち1対1の肩車の社会になると、そんな社会はもたない。じゃあ、ボランティアなり地域住民にやれることはやってもらわないと駄目だということで、宅老所といわれていた民間デイですね、こういう芽をどうやって育てていくか。²⁴

4. 富山型デイサービスの誕生

【このゆび】の先駆的実践は徐々に口コミで広まり、利用者も開設3年後には十数人へと増えていった。惣万らの挑戦は新聞やテレビで継続的に取り上げられ、全国的に注目を集めていく。この時期、惣万は「'93とやま TOYP 大賞」魅力ある富山（まち）づくり部門（1993年）と第1回NHKふるさと

富山大賞（1994年）を受賞している。

【このゆび】開設から3年後の1996年に、富山県や富山市が「在宅障害児（者）デイケア事業」を開始する。この事業の目的は「在宅で障害者を介護している家族等の介護者が、通院などにより日中の一時的な時間に介護することが困難になった場合に一時的に保護する」²⁵ことだ。障害児（者）の施設を対象にした制度で、自主事業で障害児（者）の預かりをしていた【このゆび】は当初対象外だった。けれども、それを知った障害児をもつ親たちが2週間で122人分の署名を集めて富山市に提出したこと、指定事業所として認められることになる。これで【このゆび】は初めて公的な支援を受けることができ、在宅で生活する障害児（者）がデイケア事業を利用した場合、一人当たり2,100円の運営費補助が出た。

翌年の1997年には富山県が「富山県民間デイサービス育成事業」を創設し、【このゆび】の運営費の補助が実現する。この事業の趣旨は「市町村が実施する公的デイサービス以外で、地域住民団体がボランティアの参加のもとで自主的に運営している、いわゆる「民間デイサービス」の取り組みについて、県民福祉条例の基本理念である「すべての県民が互いに支え合い共に生きる社会」実現のため、地域における多様な福祉サービス提供主体の一つとして位置づけ、その育成の観点から国庫補助事業の対象となり得ないものについて助成を行う」²⁶というものだ。この育成事業では高齢者が1日5人以上利用すれば年間180万円を補助した。

富山県厚生部長（当時）の押田は1997年3月の県議会のなかで、高齢者福祉を実現するための官民連携を問う自民党の堀内三郎に対して次のように答弁している。

今後、在宅サービスの基盤を拡充するためには、（中略）民間活力の導入を図ることは大変重要であると考えておりますし、県民福祉条例におきましても、福祉ボランティアの支援や、福祉サービスを行う事業者との連携による多様なサービス提供体制の整備を図る施策を推進することとされているところでございます。このため県といたしましては、ボランティアなどの協力を得ながら地域住民により自主的に運営されております、いわゆる民間デイサービス施設の活動を支援するため、新年度から新たに助成制度を創設したところであります。

今後、公的介護保険制度が導入されると、民間のサービス事業者が果たす役割が一層重要なになると考えられますことから、県といたしましては、公的サービスの拡充とあわせまして、これら民間のサービス事業者を積極的に育成、支援し、高齢者の多様なサービスに応じた総合的なサービス提供体制を整備されるよう努めてまいりたいと考えております。²⁷

翌年には対象の壁を取り払い、高齢者に障害者も加えた全国初の手法を富山県は採用する。高齢者と障害者を合わせて1日当たり10人以上利用すれば年間360万円を県が補助した。児童には認可外保育所とのバランスがあるため拡大されなかったものの、縦割り行政の壁について風穴があいたわけである。

(表1) 富山県行政機構図 厚生部（平成10年4月1日現在）

厚生部										
薬業振興課	薬務食品課	建國健康設部	国際健康部	健 康 課	医 务 課	国 民 年 金 課	保 険 課	障 害 福 祉 課	児 童 家 庭 課	高 齢 福 祉 課
			ラ ザ							社 会 福 祉 課

【出典】富山県総務部人事課（編），1998年

当時の富山県職員で富山型デイサービスを中心になって推し進めた小林は、1979年に富山県に入庁以来厚生部に7回、年数にして17年半所属した人物である。県庁に入って最初の仕事は生活保護のケースワーカーだったという。

最初はなかにいたんですけど、1回はみんな外に出るんですね。福祉事務所においてケースワーカーをやってたんです。そうすると、あの職務というのは誰彼かまわず年寄りもいれば病気の人もいれば子どももいれば障害者もいる。すべての人を対象にしないといけない。そうすると、地域にはそれだけニーズがあるんですね。それをそこで解決するためには縦割りではどうしようもないんですね。²⁸

小林はケースワーカーの経験を通して、地域には高齢者や障害者、子どもの預かりのニーズが確実にあることを経験的に知っていた。同時に、地区社会福祉協議会や民生委員など地域の力が次第に低下していくなかで、その代替主体として民間デイサービスの実践者たちを小林は評価していた。

では、なぜ富山県は縦割りを打破できたのか。その理由として社会福祉課の位置づけが大きいと小林は言う。社会福祉課は厚生行政の企画調整など厚生部内のとりまとめをするセクションだ。

あそこ（社会福祉課：筆者加筆）は厚生部をとりまとめているところなんですね。（中略）要は、個別に児童のところとか、障害福祉課とか、高齢福祉課とか、個別のところにいたらできなかったですよね。（中略）それぞれのところは当然やれないんです、「うちは違います」で終わってしまう組織ですから。²⁹

社会福祉課の位置づけが縦割り打破に効果的だったことは確かにあるだろう。それに加え、縦割りを打破して富山型デイサービスを推進した富山県側の動機は何だったのだろうか。

ニーズが確実にある。障害者にしろ障害児にしろ、児童の預かりにしろ、やっぱりその当時は何もないですからね。それをやれるというのはやっぱり単純に良いからなんですね。ニーズがあるからですね。で、国にもそういう制度はないですから、その地域で福祉ニーズが解消されるというのはやっぱり良いんですよね。50年スパンで考えて間違いないと。³⁰

県内では【このゆび】の取り組みに共感した人たちが同様のデイサービスを各地で立ち上げていく。その動きが1998年10月の富山県民間デイサービス連絡協議会の結成につながる。実践者がまとまって

富山県や国へ意見を言うことを目的にした会で、最初は4つの団体で構成され、会長に惣万が就任する。会合の場所は初めはファミリーレストランだったという。

当時の状況を富山県厚生部厚生企画課は「利用者が増えるにつれ、県などにも民間デイサービスを支援する声が届くようになり、これらの声を行政も無視できなくなつた」³¹と振り返る。一方で、県は富山県民間デイサービス連絡協議会と見解がぶつかりあって、対立することもあったという。そのやりとりを小林は具体的に説明する。

月に1回定例会があるんですね。行政に対して悪口ばっかり言っているんですよ。それが固まってまとめてうち（富山県：筆者加筆）を持ってこられても処理しきれなくなるんですね。それで時々顔を出して、つぶせるものはつぶしてしまおう。そうじゃないよ、世の中はこうなんだよと分かってもらって。要は意見交換会としてやっていて。

要は自分たちがやりたいことをやっている世界がひとつあるので、行政で枠をはめようとすると反発が絶対くるんです。だけど、支援策にしろ、モデルがないと、枠がないとどうしようもないんですね。で、それを強く言うと、私たち好きなことをしてたのに、枠をはめられると困りますっていうんだけど、それは税金を使う以上当然ですと。何を言っているんですかと指導しながら。³²

ぶつかりあいながらも小林ら富山県職員は定例会の場で協議会側の考え方を知り、理解していく。それは協議会側も同じだった。その協働の形が、後に富山型デイサービスと全国で呼ばれるようになっていく。

5. 介護保険制度導入前後の動き

民間でデイサービスを運営してきた【このゆび】は、富山県から補助を受けることで組織基盤が安定していく。けれども、富山県との関係に大きな変化が生じる。

介護保険が施行する前の1998年から、富山県は【このゆび】など富山型デイサービスを運営する民間の実践者に「富山県民間デイサービス育成事業」を用いて最大360万円を補助していた。そんななか、富山県厚生部高齢福祉課長（当時）の植出耕一から惣万らに同事業の廃止が伝えられる。理由は2000年の介護保険の施行だ。

介護保険は高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みで、行政による措置から介護を必要とする人とサービスを提供する事業者との契約に基づく形に変わった。利用できるのは原則65歳以上で、介護の必要度に応じて区分があり、認定を受けるとサービス費用の1割負担で介護サービスを受けられる。

保険に参入する事業者には国の定めた報酬が支払われる一方、他の業者との競争が迫られる。県はさまざまな事業者があるなかで、民間デイサービス施設にだけ補助を出すことはできなかった。1998年12月の富山県議会にて、民間デイサービス施設への支援を問う社会民主党の湊谷道夫に対して、富山県厚生部長（当時）の原徳壽が次のように答弁している。

平成9年度に、これらの民間デイサービスを育成するために新たな助成制度を創設しまして、また平成10年度には比較的規模の大きい施設に対する助成額も増額するというような対応をとってきたところでございます。ただ、平成12年度以降につきましては、利用者、高齢

者の中には要介護認定を受けられる方もおられまして、これらの方々は介護保険の給付対象者ということになります。もしこれらのデイサービス施設が居宅サービス事業者等となれば、介護報酬が収入として入ってくるわけでございまして、現在あります助成制度については、これらの施設の介護保険への対応や、あるいはその他の利用者の実態などについて検討してまいりたいというふうに考えております。³³

事業廃止の動きに反発した惣万は富山県民間デイサービス連絡協議会のメンバーらと3日連続で県庁を訪れ、事業継続を訴えた。けれども県側の姿勢は変わらなかった。ただし、県は富山型デイサービス施設の厳しい経営状況を知っていたし、その実践を高く評価していた。そこで惣万らに県は法人への組織転換を提案する。その理由は、2000年から始まる介護保険の指定事業者になるには、法人格が必要だったからである。

県は介護保険の指定事業者になることを勧めた。惣万らはテレビや新聞で介護保険のことは知っていたが、小規模で高齢者以外に障害者も子どもも集まる富山型デイサービスが制度に入れるとは思ってもいなかつた。県の助言を受けて惣万はNPO法人格を取得することを決める。定款など必要な書類は県側の担当者が下準備し、NPO法人格の取得を希望する実践者が負担なくスムーズに手続きができる環境を整えた。同時に、小林は社会的認知度を高めることを重視したという。

社会的信用をつけるためにもいやでもNPO法人化を指導していった。なるべく簡単に法人格がとれるように県も全部マニュアル化して、名前だけ書いたら申請が通るようにして、2カ月に1回審査会があったんですけど、出したらすぐ取れるにして、「はい」って手を挙げればNPOにできるようにしていった。それで補助金を出しやすくして、社会的な認知もある一定レベルのものなんですよということを世の中に見てもらうようにした。³⁴

なるべくNPO法人をつくる際は民生委員を（理事に：筆者加筆）入れなさいと。地域で認知してもらえるように指導をしたり。地域で認知してもらえるようにそういう風にしていくと、近所のおばちゃんがしている事業者ではなくて、ちゃんと地域で役割のある非常にいい施設になるんだよというのをこんこんと説明していった。³⁵

【このゆび】は1999年5月12日に富山県で第一号のNPO法人になる。この日はナイチンゲールの誕生日にちなんで制定された看護の日でもあった。県内第一号のNPO法人の認証書交付式は県庁の一室で行われ、新聞やテレビ局がその様子を伝えている。

その後、他の民間デイサービスの実践者たちも法人格を取得し、介護保険が始まるとそろって指定事業者になった。富山型デイサービスを主導する【このゆび】は、通所介護と居宅介護支援をする介護保険指定事業者になる。その経営は利用者の負担が半額以下になる一方で、収入は介護報酬が入ることで約3倍になった。富山県全体を見ても、介護保険の施行当時、民間デイサービス施設は30～40くらいあり、指定事業者になることで経営が安定していった。一方で、経営の安定化を受けて富山型デイサービスを辞めて単なる高齢者の介護事業者に移ったところもあったという。

補助については、運営の基盤になっていた「富山県民間デイサービス育成事業」は介護保険に伴い廃止されたが、「在宅障害児（者）デイケア事業」は継続されて、障害児（者）の利用の面で【このゆび】を支えた。さらに、富山県は施設整備支援補助金や職員研修、起業家育成講座など、形を変えて支援を続けていく。

6. 実践のひろがりと県による積極的推進

介護保険の開始前と後では、富山型デイサービスに対する富山県の姿勢は異なる。先述の通り、富山県はもともと【このゆび】をはじめ富山型デイサービスの実践者を「地域における多様な福祉サービス提供主体の一つとして位置づけて」、その育成の観点から運営支援を行ってきた。そして介護保険を境に、富山型デイサービスを前面に押し出して積極的な推進に県は方向を転換していくようになる。

まず、2002年に民間デイサービス実践者でつくる富山県民間デイサービス連絡協議会との共催で「富山型民間デイサービス起業家育成講座」を開催する。富山型デイサービスの普及による地域福祉の充実を目的とした講座で、富山県が「富山型」を前面に打ち出す初めての事業でもあった。この講座はその後毎年開催され、富山型デイサービスの理念や考え方を懃々実践者が自ら伝える場になり、次の担い手を生む機会になっている。また、2003年からは「地域共生ホーム全国セミナー in とやま」を隔年で開催し、全国から参加者を集めて富山型デイサービスの発信とネットワークづくりを行っている。

次に、富山県は2003年に福祉に関する施策の基本となる「富山県民福祉基本計画」を策定する。その策定の視点のひとつに「ノーマライゼーションの重視」が掲げられ、「障害のある人もない人と同じように、住み慣れた地域で普通に生活できるようにしていくことを目指す」³⁶と記されている。また、福祉サービスの提供主体として「営利を目的としない自由度の高い活動が期待できる NPO・ボランティア団体の活動を支援します」³⁷とも書かれている。加えて、「富山版「居住型」福祉の実現」を目指すうえで「富山の広い住居を活用した地域密着型のミニデイサービス、スマートホームの整備促進」³⁸がうたわれ、富山型デイサービスを県が今後推進していくことが計画に書き込まれた。

富山型デイサービスを県が推進するにあたって問題がなかったわけではない。従来型施設から富山型デイサービスの専門性を疑問視する声が出た。富山県はその有効性を検証するため、2004年から2年間にわたり「富山型デイサービス施設調査研究委員会」を設置する。その設置要綱には「高齢者、障害者、子どもなどが障害の有無や年齢に関わらず住み慣れた地域において、ケアを受ける小規模多機能型な施設、いわゆる富山型デイサービス施設における、ケアの有効性を研究するとともに、自主サービス事業のモデル実施などにより、介護保険制度、支援費制度の今後のあり方や在宅福祉、地域福祉の推進に資するため、富山型デイサービス施設調査研究委員会を設置する」³⁹と記されている。

同委員会の委員には懃々も名を連ねているが、富山型デイサービスの専門性を疑問視する従来型施設の介護老人保健施設協議会の会長や老人福祉会の理事長を小林らは意図的に加えていた。同委員会がまとめた報告書には富山型デイサービスと従来型施設の比較調査を行って、それぞれに存在意義があると記述されている。これで従来型施設の面目も保たれたわけである。

実態調査の結果は、たとえば2004年度の報告書では富山型デイサービスを「その評価は定まっていないが、ひとつ言えることは、住民にとってその暮らし続ける地域（日常生活圏）における多様な選択肢の一つとして、間違いなくあって欲しい施設」⁴⁰と評価している。同委員会が2005年1月に提出した中間報告では、「地域における支え合い体制の充実を進め、身近な地域における環境整備や住民参画を推進していく地域福祉の拠点」⁴¹と表現されている。この中間報告の責任編集者は小林が務めている。

(表2) 富山型デイサービス施設調査研究の概要

○富山型デイサービスの特徴とその効用

(1) 特徴

①小規模

- ・利用者が登録者で30人未満、実利用者で15人程度であり、家庭的な雰囲気が保たれている。
- ・基本的に民家をベースにしており、従来の施設とは違い、家庭的な環境が保たれている。

②多機能（共生としての多様性）

- ・ある特定の利用者が時系列として、「通い」「泊まり」「住み続ける」と利用する機能を変えていくことができる多機能性がある。
- ・空間的に利用者が限定されず、乳幼児から障害者、高齢者まで、同時にケアされている多様性がある。

③地域密着性

- ・一般に住宅地、集落の中にあり、施設として独立していないことから、近隣との交流が多い。
- ・地域の各種相談の窓口機能も引き受けている事例もある。

(2) 対象者別の効用

①高齢者への影響

子どもと触れ合うことで自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活動作の改善や会話の促進などのリハビリの効果がある。

②子どもへの影響

高齢者や障害者をはじめとする他人への思いやりや優しさを身に付けると共に、社会生活上のルールなどが学べる教育面での効果がある。

③障害者への影響

身近な日常の生活圏に居場所ができることで、当初の受身の利用者としての立場ではなく、自分なりの役割を見出すことにより、自立を促進する効果がある。

④地域への影響

身近な日常生活圏における福祉拠点施設として利用しやすい施設であり、福祉相談や地域福祉の要として大いに可能性のある施設である。

【出典】富山型デイサービス施設調査研究委員会、2006年、1～2ページ

○従来型施設との比較

富山型デイサービスは、これまでの施設に対するアンチテーゼ的な考え方で発生してきている。

①大規模から小規模へ（身近な環境の継続化）

②限定された特定分野の専門性から多様な分野に共通する専門性へ（汎用性のある専門性）

③集団的ケアから個別ケアへ（介護者のニーズから利用者のニーズへ）

④与えられる一方通行のサービスから日常的に双方向的な関係（人間関係の構築へ、利用者と職員が同じ目線）

⑤対象者別から共生へ（日常生活圏の福祉ニーズに対応）

【出典】富山型デイサービス施設調査研究委員会、2006年、1ページ

さらに、2005年度の報告書では富山型デイサービスを「地域福祉における実験場」と表現している。

社会福祉制度という国レベルの仕組みができあがると、対象者が細分化され、縦割り組織による縦割り対応となる。その結果、対象者を特定するために一定の基準、要件が必要となることから、それぞれの縦割りに特定された対象者の範囲には隙間が生じることとなる。

そのため、明確に特徴づけられた対象者は、専門的なケアの対象となるが、制度の隙間で、問題が表面化しない、ニーズに対応できない対象者が生まれてくる。

これらのものを制度で切り捨てるのではなく、制度がなくとも対応しようとしているのが、富山型デイである。つまり、

- トータルの人間そのものにどう対応するか。
 - 福祉のもつ人間性をどう解決し、従来の施設のもつ限界をどう乗り越えるか。
- という、地域福祉における実験場と言える。⁴²

調査結果は富山型デイサービスの社会的認知度を高めると同時に、その推進に向けた県庁内の組織的合意を得るのにも有効だった。県は、さらにその調査結果をまとめて2005年7月に地域福祉のこれからのあるべき方向性を示した「地域の福祉力向上をめざして～富山から全国へ8つの提言」を全国に向けて発信していく。

富山県知事の石井隆一は2005年2月の県議会のなかで次のように話している。

昨年（2004年：筆者加筆）11月に、さっき話に出ましたが、富山型デイサービス施設調査研究委員会において、これまで富山型デイサービス施設の意義とか有効性等を調査研究してきたところでありますて、今後、ケアはもとより、福祉相談などいろんな役割を担って、地域の福祉力を高める拠点として活用する、そういう富山型デイサービス施設の新たな可能性についても研究を進めたいと思っております。

こうした検討結果も踏まえまして、全県的な展開を図るだけではなくて、地域福祉の推進あるいは福祉コミュニティづくりのモデルということで、これは全国にぜひ普及していったほうが、富山だけではなくて日本のためになる、こんなふうに思っております。⁴³

知事に加えて、県議会議員のなかには自ら富山型デイサービスを立ち上げた者や、その実践に共鳴して議会で何度も発言する議員がいたことも付け加えたい。共鳴したのは県職員の小林らだけではなかった。

一方、富山型デイサービスを主導してきた惣万は、その取り組みが2004年5月発行の『国民生活白書』において「地域で起こっている注目される活動事例」にとりあげられている。この白書の副題は「新しい「公共」への道」で、このことから社会の流れとして「公共」の領域が新たに拡大し、その担い手としてNPOが重要視されていることがわかる。同年6月には惣万自身が内閣府の第1回女性のチャレンジ大賞を受賞している。

惣万は富山県との協働について次のように話す。

今の自分を支えている言葉がある。一つは赤十字の理念で「明日の百人を救うより、今日の一人を救え」というものである。目の前で困っているお年寄り一人を救うことに全力投球することが、このゆびとーまれの使命だと思っている。私たちNPOは制度があって活動するので

はなく、ニーズがあって活動し、あとで制度がついてくるのだ。じゃ、明日の百人は誰が救うのか。それは行政だと思っている。⁴⁴

最初は門前払いされ、敵なのかと思ったこともあった。でも、市民が声を上げ、マスコミに取り上げられるようになると、次第に協力的になってくれた。2000年に介護保険制度が始まるとときには、指定施設になるために県がNPO法人にすることを勧め、一緒に定款も考えててくれた。ここまでやってこれたのも行政のおかげ。⁴⁵

7. 全国展開へ

富山県は富山型デイサービスを推進するため、地方分権の流れのなかで国の構造改革特区制度を積極的に活用して、国に規制緩和を働きかけていく。まず、2003年に「富山型デイサービス推進特区」の認定を受ける。これで（1）介護保険法による指定通所介護事業所における知的障害児の受け入れ、（2）身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所および知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所での障害児の受け入れが可能になった。その後、国は富山型デイサービスを制度として認め、2006年10月からこの特例措置は全国でも実施されていく。続いて、2006年7月には「富山県福祉サービス推進特区」、2012年7月には「とやま地域共生型福祉推進特区」の認定を受け、現在ではそれぞれの特例措置は全国で実施されている。

富山県が構造改革特区を積極的に利用した理由を小林は次のように話す。

特区に持っていたいってのは、国の制度から言うと縦割りですから、通常介護事業所でなんで障害者を預かるんだ、子ども預かるんだと。それが原則だったんですね。もっぱらそのための事業所だからということで。そうなるとこれは何だろうかなということを考え、規制緩和ということでやるしかないなということでどんどん特区に流れていったんですね。制度改革というふうに流れていったんですね。⁴⁶

その動きを支えたのが2004年11月に知事に就任した石井だと小林は言う。

東京にいるときに富山型デイを（石井知事は：筆者加筆）きいていたんですよ。県に来て1週間に見たいということで懇意に私が連れて行ったんですよ。「なんか雰囲気良いな」ということで、それからやりましょうということで。⁴⁷

石井知事はもともと自治省の官僚で、霞が関にネットワークをもつ。1995年には地方分権推進委員会事務局次長を務め、地方分権の専門家でもあった。地方分権は新しい公共、つまり公共サービスの新たな担い手としてのNPOの重視と強く関連する。石井は2016年12月の県議会で次のように語っている。

富山型デイサービスは、地域共生社会の理念を体現した、本当に大変大切な取り組みだと思っております。

私も12年余り前に知事に就任した直後にこのゆびと一まれを視察させていただいて、子供からお年寄り、また障害のある方がお互いに自然な形で触れ合って、本当に大家族のような温

かみのある福祉サービスが提供されていると大変感動したことを覚えております。

県としましては、この富山型デイサービスをぜひもっと普及したいということで支援もしてまいりましたし、特区制度を活用した特例措置等の国への働きなどによりまして、惣万さん、また西村さんも一緒に一生懸命やってこられたわけですが、関係の皆様の取り組みを積極的にサポートしてまいりました。

…（中略）…

また、県では惣万さんが中心となって2年に1度開催されております地域福祉フォーラムですとか、地域共生ホーム全国セミナーの実施を支援しまして、私自身も出席させていただ（い：筆者加筆）て富山型デイサービス、県の支援策とか国の制度改善の経過——いろいろと働きかけて、国も何だかんだ言いながら結構対応してきてくださっていると思います。⁴⁸

国の制度への波及について、小林は「政治を使う」ことを強調する。行政レベルでは動かないことでも、知事にトップダウンで大臣に要望書を出してもらうことで国に影響を及ぼすことができた。実際、働きかけにより【このゆび】を視察した厚生労働大臣は複数いる。たとえば塩崎恭久もその一人で、2015年10月15日に訪れ、惣万らと意見交換をしている。政治家ではないが、皇族の文仁親王殿下による【このゆび】視察も2006年7月に実現している。それらの様子は多くのメディアによって伝えられ、社会的認知度の向上につながった。

石井知事が理解を示すことで富山型デイサービスが県の政策の看板になり、県庁内、そして県議会でも合意を得やすくなっていた。石井知事を納得させる有力な材料のひとつになったのが、2004年から2年間にわたって行った実態調査の結果だった。また6期24年の長期政権を築き「ミスター新幹線」としても知られた中沖豊前知事の後任として、2004年11月に就任した石井知事にとっては、前任者とは異なる特徴的な政策を打ち出す機会になったのかもしれない。

8. おわりに

本ケースでは、富山型デイサービスの誕生と発展事例を通して、富山県が社会的課題の解決に向けて【このゆび】との協働関係を構築し、新たな能力を自ら開発していく姿を紹介した。

本ケースが注目したのは、（1）富山型デイサービスの特徴である「障害の種別や年齢を超えて一つの事業所でサービスを提供する」という方式が、いかに「縦割り行政の壁を打ち破った、日本で初めての柔軟な補助金の出し方」を可能にしたのか、そして、（2）民間発の実践である富山型デイサービスがいかに国の制度として認められるようになったのかという点だった。

まず、縦割りを打破した理由は、【このゆび】が富山県の価値、言い換えれば1996年に定めた富山県民福祉条例にある「すべての県民が互いに支え合い共に生きる社会」を、活動を通して県側に提示できたからではないだろうか。【このゆび】の先駆的実践は、福祉サービスの実施主体として県に一定の影響を及ぼすと考えられるし、その影響過程において県職員らが活動に共鳴し、富山型デイサービスが重要な社会資源であることを自ら周囲に認知させていった。その積み重ねによって縦割りを打破した行政支援が実現していく。その協働は、実現すべき価値が何かを両者がともに考え、協議する過程であったと言えよう。富山県側からすれば、【このゆび】の働きかけを受けて、富山型デイサービスを推進するために縦割りの打破という自己革新をしていったと捉えることができるだろう。

その結果として、県は介護保険の施行を境に積極的な推進策を実施し、全国に地域の福祉力向上を提

言するまでになっていた。さらに、国の構造改革特区制度を積極的に活用して、国に規制緩和を働きかけ、最終的に国の制度自体を変えることに成功している。一方、【このゆび】も県と協働することで富山型デイサービスを発展させていくことができた。富山県と【このゆび】は相互に影響しあっていたと言うことができるし、両者が揃わなければ富山型デイサービスの発展と制度改革は成り立たなかつたはずである。

最後に、本ケースで明らかになったことを整理したい。行政組織の自己革新は難しいと言われている。それを実現するためには先駆的実践をおこなうNPOなどの外部機関との連携が有効かもしれない。その過程にはもちろん対立も生じる。組織内の合意も不可欠だ。けれども、相互の見解がぶつかることで新たなソリューションを生み出す可能性もあるし、それに伴って組織内合意を段階的ではあるが得やすくなるのではないかだろうか。他方、NPOにとっても連携は効果的な戦略と言える。現場のリアリティについて引きずられるNPOに対して、その行動に共鳴すると同時に、外部者として評価する行政職員の存在は大きい。協働を通して行政組織もNPOも変化し得るはずである。

[付記]

この研究は、文部科学省科学研究費補助金（基盤研究（C））課題番号18K01795）の助成を受けている。

<注>

本ケースは、NPO法人このゆびとーまれ理事長 惣万佳代子氏（2018年10月22日）、富山県厚生部厚生企画課主幹・地域共生福祉係長 鈴木義治氏と同主査 藤樺洋人氏（2018年10月22日）、社会福祉法人富山県社会福祉総合センター専務理事 小林明夫氏（2019年2月8日）へのインタビューをもとに構成されている。本文中の所属・役職名はすべて当時のものである。

【註】

- 1 富山県民間デイサービス連絡協議会、2003年、45ページ。
- 2 富山県厚生部厚生企画課、2016年、1ページ。
- 3 富山県厚生部厚生企画課、2013年、30ページ。
- 4 惣万、2002年、13ページ。
- 5 厚生省（1997）は、1995年に実施した調査を通して自宅での死を希望する人は約90%にのぼっているものの、実際にはその希望がかなえられた人は3分の1にとどまっていることを報告している。
- 6 厚生省、2000年、123ページ。
- 7 たとえば、大熊、1992年。
- 8 惣万、2002年、14ページ。
- 9 惣万、2002年、14ページ。
- 10 富山県議会会議録と議決結果ホームページ（1996年6月定例会（1996年6月24日））<https://web.pref.toyama.dbsr.jp>（2019年8月10日確認）。
- 11 北日本新聞2013年2月9日（朝刊）。
- 12 惣万、2002年、15ページ。
- 13 惣万、2002年、17ページ。
- 14 惣万、2018年、2ページ。
- 15 富山県民間デイサービス連絡協議会、2003年、10ページ。

- 16 シルバー新報2017年9月22日。
- 17 厚生省、2000年、124ページ。
- 18 富山型デイサービス施設調査研究委員会、2005a年。
- 19 富山県ホームページ <http://www.pref.toyama.jp/sections/1015/lib/kokucyo/kokucyo2015/index.html> (2019年8月10日確認)。
- 20 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa_00/setai2.html (2019年8月10日確認)。
- 21 富山型デイサービス施設調査研究委員会、2005a年を参考にした。
- 22 富山県議会会議録と議決結果ホームページ (1996年12月予算特別委員会 (1996年12月16日)) <https://web.pref.toyama.dbsr.jp> (2019年8月21日確認)。
- 23 所属・役職名はインタビュー当時のものである。
- 24 小林明夫氏 (社会福祉法人富山県社会福祉総合センター専務理事)へのインタビュー (2019年2月8日)。
- 25 富山型デイサービス施設調査研究委員会、2005年a、9ページ。
- 26 富山型デイサービス施設調査研究委員会、2005年a、10ページ。
- 27 富山県議会会議録と議決結果ホームページ (1997年2月予算特別委員会 (1997年3月17日)) <https://web.pref.toyama.dbsr.jp> (2019年8月10日確認)。
- 28 小林明夫氏 (社会福祉法人富山県社会福祉総合センター専務理事)へのインタビュー (2019年2月8日)。
- 29 小林明夫氏 (社会福祉法人富山県社会福祉総合センター専務理事)へのインタビュー (2019年2月8日)。
- 30 小林明夫氏 (社会福祉法人富山県社会福祉総合センター専務理事)へのインタビュー (2019年2月8日)。
- 31 富山県厚生部厚生企画課、2019年、11ページ。
- 32 小林明夫氏 (社会福祉法人富山県社会福祉総合センター専務理事)へのインタビュー (2019年2月8日)。
- 33 富山県議会会議録と議決結果ホームページ (1998年12月予算特別委員会 (1998年12月15日)) <https://web.pref.toyama.dbsr.jp> (2019年8月10日確認)。
- 34 小林明夫氏 (社会福祉法人富山県社会福祉総合センター専務理事)へのインタビュー (2019年2月8日)。
- 35 小林明夫氏 (社会福祉法人富山県社会福祉総合センター専務理事)へのインタビュー (2019年2月8日)。
- 36 富山県、2003年、21ページ。
- 37 富山県、2003年、32ページ。
- 38 富山県、2003年、69ページ。
- 39 富山型デイサービス施設調査研究委員会、2006年b、92ページ。
- 40 富山型デイサービス施設調査研究委員会、2005年a、17ページ。
- 41 富山型デイサービス施設調査研究委員会、2005年b、10ページ。
- 42 富山型デイサービス施設調査研究委員会、2006年a、189ページ。
- 43 富山県議会会議録と議決結果ホームページ (2005年2月予算特別委員会 (2005年3月14日)) <https://web.pref.toyama.dbsr.jp> (2019年8月10日確認)。
- 44 惣万、2002年、285ページ。
- 45 時事通信2013年4月23日。
- 46 小林明夫氏 (社会福祉法人富山県社会福祉総合センター専務理事)へのインタビュー (2019年2月8日)。
- 47 小林明夫氏 (社会福祉法人富山県社会福祉総合センター専務理事)へのインタビュー (2019年2月8日)。
- 48 富山県議会会議録と議決結果ホームページ (2016年11月予算特別委員会 (2016年12月7日)) <https://web.pref.toyama.dbsr.jp> (2019年8月10日確認)。

【参考文献】

- 時事通信 2013年4月23日「【インタビュールーム（867）】NPO法人「このゆびとーまれ」代表＝惣万佳代子さん（61）「富山型デイ」を地域の拠点に」。
- 北日本新聞 2013年2月9日（朝刊）「連載＜やわらかな手で＞22 第2章はたちの軌跡9 介護、家族から社会へ」。
- 厚生労働省ホームページ。
- 厚生省（1997）『厚生白書（平成9年度版）』。
- 厚生省（2000）『厚生白書（平成12年度版）』。
- 大熊一夫（1992）『ルポ 老人病棟』朝日文庫。
- シルバー新報 2017年9月22日。
- 惣万佳代子（2002）『笑顔の大家族このゆびとーまれ「富山型」デイサービスの日々』水書坊。
- 惣万佳代子（2018）「共生地域福祉フォーラムの開催にあたって（共生地域福祉フォーラム配布資料）」。
- 富山型デイサービス施設調査研究委員会（2005a）『富山型デイサービスについて（平成16年度報告書）』。
- 富山型デイサービス施設調査研究委員会（2005b）『今後の富山県における地域総合福祉のあるべき方向（当面の地域力の底上げを目指した中間提言）』。
- 富山型デイサービス施設調査研究委員会（2006a）『富山型デイサービスについて（平成17年度報告書）』。
- 富山型デイサービス施設調査研究委員会（2006b）『富山型デイサービスについて（平成17年度報告書）資料編』。
- 富山県（2003）『富山県民福祉基本計画 元気・しあわせプラン21』。
- 富山県ホームページ。
- 富山県議会会議録と議決結果ホームページ。
- 富山県厚生部厚生企画課（2013）『とやまの地域共生』。
- 富山県厚生部厚生企画課（2016）『地域の中のみんなの家 富山型デイサービス』。
- 富山県厚生部厚生企画課（2019）「全国へ広がる富山型デイサービス」『Aging & Health』No.88 第27巻第4号。
- 富山県民間デイサービス連絡協議会（2003）『富山からはじまった共生ケア お年寄りも子どもも障害者もいっしょ』
全国コミュニティライフサポートセンター。
- 富山県総務部人事課（編）（1998）『富山県職員録平成10年版』。